

## 札幌市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

平成15年9月30日 保健福祉局理事決裁

最近改正 平成20年11月6日

### (設置及び目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき、札幌市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため札幌市次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (座長及び副座長)

第3条 推進協議会に座長1人、副座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進協議会の会議は、必要の都度座長が召集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、子ども未来局子ども育成部子ども企画課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会において定める。

### 附則

この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成20年11月6日から施行する。